

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】平成29年12月21日(2017.12.21)

【公開番号】特開2016-189658(P2016-189658A)

【公開日】平成28年11月4日(2016.11.4)

【年通号数】公開・登録公報2016-062

【出願番号】特願2015-68545(P2015-68545)

【国際特許分類】

H 02 B 5/02 (2006.01)

H 01 H 33/53 (2006.01)

【F I】

H 02 B 5/02 A

H 01 H 33/53 U

【手続補正書】

【提出日】平成29年11月9日(2017.11.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

筐体の上面に電柱の腕金に取り付けるための取付手段が設けられた柱上設置型電気機器であって、

前記取付手段は、

前記筐体の上面に設けられた当該筐体を吊り上げるための吊上げ手段と、

前記吊上げ手段の上端を前記腕金の下面に当接させた状態で当該吊上げ手段を前記腕金に固定する固定手段とを含み、

前記吊上げ手段は、当該吊上げ手段の前記腕金に当接する複数の当接点を結ぶ当接線が前記筐体の上面に対して所定の傾斜角で傾斜する構造を有する

ことを特徴とする、柱上設置型電気機器。

【請求項2】

前記吊上げ手段は、前記筐体の上面に直線上に並べて配設された、前記当接点の高さ位置が異なる複数のフック部材で構成され、

前記複数のフック部材は、前記筐体の上面に垂直に立ち上がるよう取り付けられ、且つ、前記腕金への当接点を結ぶ当接線が前記筐体の上面に対して前記傾斜角で傾斜するように前記筐体の上面に取り付けられている

ことを特徴とする、請求項1に記載の柱上設置型電気機器。

【請求項3】

前記吊上げ手段は、板部材の長手方向の両端部を同じ方向に直角に折り曲げて、一方の折り曲げた端部を前記複数のフック部材の第1のフック部材とし、他方の折り曲げた端部を前記複数のフック部材の第2のフック部材としたものであり、

前記固定手段は、前記腕金の上面に配置される第1の座金と、前記第1の座金と前記第1のフック部材とで前記腕金を挟み込んで締め付ける第1の締付具と、前記腕金の上面に配置される第2の座金と、前記第2の座金と前記第2のフック部材とで前記腕金を挟み込んで締め付ける第2の締付具とで構成される

ことを特徴とする、請求項1又は2に記載の柱上設置型電気機器。

【請求項4】

前記第1のフック部材の折り曲げ寸法と前記第2のフック部材の折り曲げ寸法は同一であります。

前記第1のフック部材は、上端に所定の深さを有する切欠部を形成して当該切欠部の底辺が前記当接点に設定され、

前記第2のフック部材は、上端が前記当接点に設定されていることを特徴とする、請求項3に記載の柱上設置型電気機器。

【請求項5】

前記第1のフック部材の折り曲げ寸法は前記第2のフック部材の折り曲げ寸法と異なり、

前記第1、第2のフック部材は、上端が前記当接点に設定されていることを特徴とする、請求項3に記載の柱上設置型電気機器。

【請求項6】

前記吊上げ手段は、

同一の高さを有する複数のフック部材と、

前記複数のフック部材を直線上に並べて支持する支持部材と、を含み、

前記支持部材は、前記複数のフック部材の配列方向に前記傾斜角で傾斜させて前記筐体の上面に取り付けられている

ことを特徴とする、請求項1に記載の柱上設置型電気機器。

【請求項7】

前記筐体に収納される電気機器は、開閉器であることを特徴とする、請求項1乃至6のいずれかに記載の柱上設置型電気機器。